

データ利活用制度・システムの 検討について

令和 6 年12月26日
内閣官房デジタル行財政改革会議事務局

データ利活用の広がり

顧客名簿
基礎的な行政データ etc



データの変容と利活用の広がり

AI

デジタルプラットフォームが大きな影響力

産業	研究開発	販売・マーケティング	生活	社会	行政	...etc
						
○ 製造 ○ イノベーション × 知的侵害	○ ワクチン開発 ○ ロボティクス × コンプライアンスコストの増加	○ 効果的な広告 ○ 売上予測 × ダークパターン	○ モビリティ ○ エネルギー × 個人情報 漏洩	○ 情報取得 ○ 人手不足解消 × フェイク情報拡散	○ 国・地方のデジタル基盤の整備 ○ 個別分野DX × 管理コスト増加	

デジタル時代の進展に応じて、AIやデータが経済・社会のコアになりつつある

- 正の効果：社会厚生が増加・消費者利益が増加・経済成長のドライブ・イノベーションの活性化
- 負の効果：情報漏洩リスク・差別の助長・社会的不安の増大・民主主義への影響

AIやデータ利活用の正の効果を最大化するとともに、負の効果を抑止する必要性

テクノロジーの進展による、データ利活用の前提となる環境の変化

AI・IoTの進展に伴い、データ利活用の環境は多様化・複雑化。

従来のデータ利活用環境	技術発展に伴う変化	多様化・複雑化したデータ利活用環境
限定的なデータ活用	● ネットワーク・ハードウェアコスト低下 ● 処理速度の高速化	多様なサービス・レイヤーでの利活用・連携が可能に
サイバー空間と関わらずとも生活可能	● 生活インフラサービスのデジタル化 ● スマホの普及・高機能化	AI・サイバー空間が日常に浸透、生活の重要要素に
AIは実際に計測された学習データを利用	● 自己教師あり学習技術（生成AI自身によるデータ生成）、GPUを活用した並列処理技術の進展	AIが自律的にデータを生成・学習し、各人に最適化された、新たな価値や洞察を提供（AI創薬など）
公共財は主に橋、道路など物理的な資源	● オープンソース基盤の発展 ● クラウドコンピューティングの発展・普及	デジタル公共財の考え方について、国際的な議論が進展中
官民の手続、民の取引ともに書面と対面が中心	● 手続のオンライン化 ● マイナンバーカードをはじめとするデジタル基盤の浸透	データを関係させた時間・費用対効果が高く、質の高いサービスの提供

データ利活用：EUと日本のデジタル関係の法制度の整備

データ関係		競争政策関係	AI関係	サイバーセキュリティ関係
データ保護の法的強化 各分野におけるデータ利活用に影響	データ利活用の法的強化 ①個人起点（一次利用）、②社会起点（二次利用）等でのルール整備が進展 ※GDPRと整合的な形でEHDS法等は整備			
EU	GDPR (2016) データスペース構想 (2020) 国や組織を超えてデータを連携できる空間に関するルールや仕組みを整備する構想。ヘルスケア、産業・製造等の9分野を指定 データガバナンス法 (2021) オープンデータ以外の政府のデータ共有促進 データ法 (2023) 民間の非個人データ (IoT等) の共有促進 EHDS法 (医療・2024) ・ヘルスデータ基盤の構築 ・ヘルスデータ(仮名化・匿名化済)の第三者提供に同意不要 ・医療機関からのデータ提出義務 PSD3 (金融決済・検討中) ※PSD2は2015に成立 金融データアクセスの枠組と連携したPSD2の改正	デジタル市場法 (2022) 競争可能で公正な市場の確保 デジタルサービス法 (2022) 消費者と企業へ安全なオンライン環境を創出 EU AI法 (2024) 人間中心のAI開発政策の具体化	サイバーレジリエンス法 (2024) デジタル要素を含む製品への水平的なサイバーセキュリティ要件の整備	
日本	個人情報保護法 日本では、一部の対応※にとどまる。 ※次世代医療基盤法・銀行法等	PF透明化法 スマホ競争促進法 電気通信事業法等で一部対応 検討中	サイバーセキュリティ基本法をはじめ、各種ガイドライン等に対応 (IoTセキュリティ適合性評価制度 (JC-STAR) ※2025.3制度開始予定)	

データ利活用：重要分野のデータ利活用の課題の例

【データ利活用に関する主なアプローチ】

① 個人起点でのデータアクセス



- ・ 個人の同意の上で自らのデータを第三者に提供
- ・ 自らに最適化した商品やサービスの提供を受けられる

② 社会起点でのデータ利活用



- ・ 個人データを集積して社会課題の解決に活用
- ・ 公益実現、経済発展とともに個人にも利益が還元

【データ利活用が重要と考えられる分野の例】

	医療	教育	金融
データ利活用の進展状況	・ 医療DXの推進に関する工程表に基づいた取組を推進（全国医療情報プラットフォームの創設等）	・ GIGAスクール構想の下、1人1台端末の実現、個別／協働学習を可能にするデジタル教材の普及	・ 銀行法APIによりフィンテック事業者による新たなサービスの提供
データ利活用の論点	・ 利用可能な医療データの充実、電子カルテ等の共通化	・ 初等中等教育段階のアーキテクチャやID管理の実現方策の検討、次世代校務DX環境の整備（学習系・校務系データ等の連携）	・ クレカ、電子マネー等の各種決済データへのAPI連携の検証・検討（セキュリティ上のリスクがあるスクレイピングからの脱却）
データ利活用のメリット	・ 個人はどの医療機関でも自らの診療情報を参照できる ・ 創薬の研究開発に活用できる（EUではコロナワクチンの経験も議論に反映）	・ 個別最適な学び・協働的な学びの一体的な充実につながる ・ 校務負担の軽減・学校の働き方改革につながる	・ 各種決済サービスの利用にあたり手数料の低減を期待できる ・ 個人や中小企業が効率的に家計・会計の管理ができる

データ利活用：我が国のデータ利活用制度の課題と今後の取組

課題／これまでの成果

今後の取組

制度の検討
データ利活用
我が国の

- データ利活用による社会課題の解決が重要な課題となる中、EU等において、個人情報保護法制と整合的な形で医療、金融、産業等の分野でデータ利活用に係る制度の整備が急速に進展している一方、日本では、包括的な検討はなされていない。

- デジタル行財政改革の下で、2024年内に検討会を立ち上げ、検討を行い、2025年夏を目途に、我が国のデータ利活用制度の在り方についての基本的な方針を策定する。

データ利活用の促進について検討する必要性

- デジタル化の進展に応じて、産業・研究開発・マーケティング・生活・社会・行政等の様々な分野において、個人や事業者等によるデータの利活用が広がるなど、データが経済・社会のコアになりつつある。
- データは特性に応じて、限定的に保有されることでイノベーションや投資を促進し、経済活動を活性化させる場合もあれば、共有されることで新たな価値を生む場合もある。データの利活用を推進するには、競争と協調のバランスを考慮し、分野や目的に応じた適切な取り扱いが必要である。
- また、データは単体では限られた価値しか持たないが、目的に応じた組み合わせや蓄積によって新たな価値を生む。同じデータでも、多様な方法や文脈で繰り返し活用するほど、その価値は質・量ともに増大する。これは組織内だけでなく、社会全体や個人のデータ活用にも当てはまり、デジタルツールの活用によって個人も自身のデータを統合的に利用することで、価値を高めることができる。
- 協調が求められる領域では、データが活用の目的に応じて組み合わせられ、蓄積や活用される機会が豊富になるほど、社会全体への価値創出が拡大すると考えられる。個人においても、様々な局面で生成・蓄積される自らのデータを主体的かつ統合的に活用することで価値を高めることが可能である。
- また、データの利活用は、個人情報保護、消費者保護、競争促進、知的財産保護、サイバーセキュリティといった様々な政策が相互に関係する分野であり、これらを踏まえた仕組みの構築が不可欠であり、これらを踏まえつつ、データ利活用の促進の在り方の検討を進めることが重要。



来年夏めどにデータ利活用制度の在り方についての基本的な方針を策定

- ・ 社会起点のデータ共有、個人起点のデータ共有、分野別のデータ利活用、官民でのデータ利活用、アーキテクチャ・システム等の論点について議論
- ・ 解決すべき課題や必要な取組、担当する行政機関、民間の役割等を整理
- ・ 各取組の工程表の策定

データ利活用の促進に関する主な論点

論点 1：社会起点のデータ共有

社会全体の厚生を高めるためのデータの利活用における規律の在り方をどうするか。

- 政策目的によっては、個人データを含むデータを社会的に集積、共有し、活用することが、効果的である場合が存在するのではないか。そうである場合、どのような分野、場合がこれに該当すると考えられるか。一般法である個人情報保護法が対象とする、個別の事業者や行政組織による通常のデータの取扱いとは、同列に扱うことが妥当ではない場合も含まれるのではないか。
- このような場合について、個人情報保護法やその他のデータに関連する各種ルールを参照しつつ、集積、共有、活用を進めるために、ルールとして内包すべき観点を整理する必要があるのではないか。その場合、個人情報保護法等の各種ルールで想定している保護法益や、対処するリスクを整理し、その優先順位などの検討を踏まえることも有益ではないか。
- 必要に応じ、その検討の成果を、個人情報保護法やその他のデータに関連する各種ルールの制度見直しや運用に活かすを検討してはどうか。

論点 2：個人起点のデータ共有

生成・蓄積されたデータを個人が主体的／統合的に活用することで生活の質を大幅に高めるためにどのような取組が必要か。

- データの囲い込み等を抑制し、競争を促すことで、新たなサービスの創出・成長を促し、消費者が多様な選択肢を持ちうるサービスの体制を実現していくことが重要ではないか。
- その際、競争領域と協調領域の考え方も踏まえ、個人起点でデータの共有が進められるべき分野や活用シーンはそれぞれどのようなものか。
- データ共有を進めるために、必要な制度や枠組み、体制はどのようなものか。

論点3：分野別のデータ利活用の検討

当面、医療、金融、教育、産業に分けて分野別の検討を開始する。
その際、各分野の政策課題に加え、個人情報保護や競争促進の観点も含め、分野別の特性に応じて検討を深める。

医療分野

- 医療データの利活用により、医療の質の向上（例：診断や治療の迅速化、医療事故の防止、個別化医療の推進）、疾患研究や医薬品開発の加速、ひいては社会全体の健康水準の向上を推進することはできないか。
- そのほか、医療データの利活用として具体的にどのようなユースケースがあるか。
- ヘルスケアデータの特殊性（高いプライバシー性と個別性、社会全体の利益や公共の福祉に資する潜在価値）についてどう考えるか。
- 諸外国におけるヘルスケアデータの利活用の状況と法的な位置付け（例：EUにおけるEHDS 等）はどのような状況か。次世代医療基盤法等、国内における検討状況と検討中の制度の整理、目指す姿の実現に向けた検討課題は何か。

金融分野

- 個人が家計等に関する取引データを柔軟に管理し活用する仕組みを整えることで、個々人のニーズに応じた多様なサービスの利用を促進し、適切な家計管理や資産運用を進めることができるのではないか。それが、資産運用を軸とした経済の活性化や消費促進、さらには経済成長の果実を家計に取り込む資産運用立国の実現につなげることができるのではないか。
- 個々のニーズに合った金融商品やサービスを容易に利用する環境、データの相互運用性による新ビジネスの創出等につなげることは考えら得るか。（例：米国の金融APIプラットフォーマー Plaidが基盤となる多様なサービスの発展）
- 諸外国における、金融分野等でのデータ利活用の状況と法的な位置付け（例：EUにおけるPSD2 等）はどのような現状か。
- 国内事情に合わせた目指すべき姿はどのようなものか。その実現に向けた検討課題は何か。

論点3：分野別におけるデータ利活用の検討(前頁からの続き)

教育分野

- GIGA端末や校務支援システムの広域での導入が進む中で、教育関係のデータを適切に管理・活用する仕組みの構築が課題になってきているのではないか。
- 国や都道府県単位でのデータ標準化を進め、教育分野での広域でのデータ利活用の基盤を構築するために必要な課題と推進体制はどのようなものか。
- 教育向けIDの発行と管理において、データの安全性と利活用を両立するために必要なルールと運用体制はどのようにあるべきか。
- 参考になる国内外の教育分野におけるデータ利活用事例はどのようなものがあるのか。
- 教育分野において、データ利活用を最大化するための優先項目と工程表はどのように設計すべきであるか。

産業分野

- これまで、官民により、産業分野のデータ利活用推進で何が進みつつあり、どのような課題があるのか。各省庁も支援をし、様々なデータ利活用のための基盤整備や標準化等のプロジェクトが進められてきているが、何が進捗し、更なる社会変革に向けては何が課題なのか。
- 国内外の事例も参考に、具体的に成功しているユースケースにはどのようなものがあるのか。そのモデルを国内の他分野に横展開できるかどうか。
- 例えば、次のような分野における利活用について、解決される社会課題や、インセンティブの在り方や課題はどのようなものか。
 - ロボット、センサー経由等のIOTによる大量データの活用、生成AIによるモデル進化
 - 自動運転、コネクテッドカー、MAASなど交通分野や観光分野
 - GX関係を含めたサプライチェーン管理
 - 人手不足が深刻なサービス、物流等の分野 など

論点4：官民でのデータ利活用

官民でのデータ利活用に向けた課題、実ニーズやユースケースとしてどのようなものがあるか。

- ・ 官・民がそれぞれ散発的にデータを収集・利活用するよりも集合的にデータを収集・利活用することで、データ利活用の効果をより高めていくためのデータ共有の仕組みはどのようなものか
- ・ 行政が既に取得しているデータの形式的利用（プレフィルやワンスオンリー）と、当初予定していた目的と異なる形での利用（例：学校の出欠情報を福祉的なアウトリーチ支援）をどう区別し、どこまで許容すべきと考えるか。仮に別目的利用を許容する際、どのような条件やルール（例えば、透明性や市民の同意）が必要とされるか。
- ・ 民民、民官、官民、官官におけるデータ共有・利活用において、ユースケースを踏まえた上で技術的・運用的な課題はあるのか。
- ・ 国内外でデータ共有・利活用が進んでいる成功事例と、その成功の要因は何か。

論点5：アーキテクチャとシステム

データ利活用を促進するためのアーキテクチャやシステムをどのように考えるか。

- ・ 各分野のユースケースごとに、どのようなアーキテクチャやシステムがあるのか。それが個人にとって、社会にとってどのような利益や利便性につながるのか。それらの整備・運用はどのように行われているか、いくべきか。
- ・ データを収集・蓄積・活用するためのデータ管理のガバナンス、データプラットフォームの構築、支援組織のあり方はどのようなものか。
- ・ マイナンバーカード（スマホ搭載機能含む）やGビズIDの急速な普及、各分野でのクラウドベースでの共通システムの導入等の状況を最大限に活用したアーキテクチャやシステムはどのようなものか。その中で、官民がどのように協働・分担していくべきか。
- ・ アーキテクチャの検討において、どこを各事業者が競う競争領域とし、どこを協調領域とし、データの標準化・相互運用性確保や共有基盤の導入等を進めることで、全体のユースケースにおける実装と発展を支えていくべきか。
- ・ データの利活用による付加価値創出等を進める上で不可欠なデータセキュリティ、サイバーセキュリティの確保をどのような制度・システムによって図るべきか。
- ・ データの信頼性や真正性等を高めるサービス（トラストサービス）は具体的にどのような分野でどのようなニーズがあるか。